

外国為替証拠金取引（積立 FX）約款

新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条～第 7 条 （略）</p> <p>（注文）</p> <p>第 8 条 お客様は、本取引に係る売買注文を行なう際は、次に掲げる事項について明確に指示するものとします。</p> <p>①～⑥ 略</p> <p>2 お客様は、前項の売買注文については、当社が提供するオンライントレード・システムを通じてのみ行ない、システム障害が発生した場合も含めて、電話、FAX、電子メールその他の方法による受注は原則として行なわないものとします。ただし、当社が別途定める場合においては、この限りでは<u>ありません</u>。</p> <p>3～10 （略）</p>	<p>第 1 条～第 7 条 （略）</p> <p>（注文）</p> <p>第 8 条 お客様は、本取引に係る売買注文を行なう際は、次に掲げる事項について明確に指示するものとします。</p> <p>①～⑥ 略</p> <p>2 お客様は、前項の売買注文については、当社が提供するオンライントレード・システムを通じてのみ行ない、システム障害が発生した場合も含めて、電話、FAX、電子メールその他の方法による受注は原則として行なわないものとします。ただし、当社が別途定める場合においては、この限りでは<u>ない</u>ものとします。</p> <p>3～10 （略）</p>
<p>第 9 条～第 32 条 （略）</p> <p>（免責事項）</p> <p>第 33 条</p> <p>次の各号に掲げる事由によりお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものとします。<u>ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合については、この限りではありません。</u></p> <p>① ～⑨ （略）</p> <p>第 34 条～第 37 条 （略）</p>	<p>第 9 条～第 32 条 （略）</p> <p>（免責事項）</p> <p>第 33 条</p> <p>次の各号に掲げる事由によりお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものとします。</p> <p>① ～⑨ （略）</p> <p>第 34 条～第 37 条 （略）</p>

(2023年7月施行)

(2022年4月施行)